D　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

E　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

F　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

G　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

H　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

I　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とする。

J　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

K　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

L　当該道県がＫに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とし、当該率が0.0125に満たないときは、0.0125とする。

M　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

N　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

D　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

E　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

F　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

G　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

H　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

I　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とする。

J　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

K　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

L　当該道県がＫに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とし、当該率が0.0125に満たないときは、0.0125とする。

M　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

N　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）